

# 部活動に係る活動方針

大和高田市立高田西中学校

## 1 部活動の意義と目的

中学校における部活動は、スポーツや文化、芸術、科学に興味と関心をもつ同好の生徒が、教員等の指導の下に、自発的・自主的に活動を行うものであり、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、それぞれの楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。さらに、学級や学年を離れて生徒が活動を組織し展開することにより、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成し、仲間や教師(顧問)と密接に触れ合う場としても大きな意義をもち、重要な学校教育の一環として位置づけるものである。

## 2 適切な部活動の実施に向けて

- (1) 学校教育において部活動の果たす役割を理解し、生徒の自己実現が図られるよう、部活動の運営を工夫する。
- (2) 生徒や教員の人数を踏まえ、適正な数の部を設置する。
- (3) 年間・月間活動計画の作成及び計画に基づいた運営を行う。
- (4) 部員の健康管理、事故防止と安全指導を行う。
- (5) 集団における規範意識やコミュニケーションの向上を図り、中学生としてあるべき望ましい姿について、部活動を通して育成する。
- (6) 保護者との連携を密に図り、活動に対する理解が得られるよう努める。
- (7) 「体罰・不適切な言動は重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為である。」という認識のもと、学校全体で体罰・ハラスメント等の根絶に向けた取組を推進する。

## 3 適切な練習時間・休養日の設定について

スポーツ庁・文化庁・奈良県県教育委員会・大和高田市教育委員会策定の「部活動の方針」に準じて行う。各部活動の運営については、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保の観点などを踏まえて以下のとおり適切な休養日を設定する。

- (1) 平日の部活動は、放課後2時間程度とする。
- (2) 学期中の土曜日・日曜日・祝日や長期休業中の練習時間は、3時間程度とする。
- (3) 学期中は、原則、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日以上を休養日とする。ただし、週休日に大会等に参加した場合は、他の日に振り返る。)
- (4) 定期テスト前の1週間は、部活動を中止にする。
- (5) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じる。